

留意事項

1. 共済掛金等払込期限

加入申込書の提出について、事業規程(ホームページに掲載)で定める期限**7月10日**までに提出をお願いします。

提出された加入申込書の引受内容等について確認し、お支払いいただく共済掛金等及び払込期限**(8月15日)**並びに納入場所を通知します。なお、正当な理由がなく共済掛金等の払込を遅滞された場合は、事業規程により共済関係の解除となりますのでご了承ください。

2. 告知義務と通知義務

加入申込時には、申込内容について事実を正確に記載する「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違がないこと、すでに事故が発生しているものでないこと、又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告していただくことです。また、共済関係成立後に、記載された内容に変更があった場合は、遅滞なく組合へ通知する「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

3. 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。

- (1) 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- (2) 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- (3) 組合の共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合

4. 損害防止義務

共済加入者のみなさまには、大豆の通常の管理や、事故発生時又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

5. 解除等における共済掛金等の取扱い

上記2、3、4の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承ください。



三重県農業共済組合 畑作物共済担当

〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11

☎ 059-224-0505

✉ syukaku@nosaimie.or.jp

ホームページ <https://www.nosaimie.or.jp/>



令和7年産 大豆

畑作物共済

三重県の農業者のみなさんへ



安心のネットワーク
NOSAI 三重

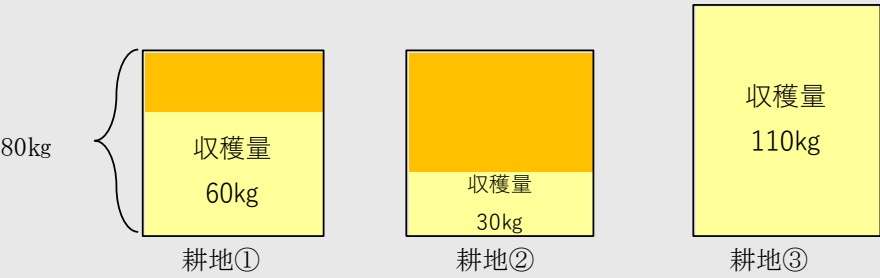
畑作物共済（令和7年産 大豆）のご案内

JA等に概ね全量出荷している農業者の方が対象					
全相殺方式をおすすめします					
引受方式※1	共済金(支払額)		補償割合	農家負担掛金 ※2	ポイント
	収穫量がな かった場合	収穫量が半分 の場合			
全相殺方式	9,900円	4,400円	9割 (8割・7割)	700円	過去5年間の出荷数量等を基に農業者ごとに収穫量を 設定し引受。9割～7割の補償で出荷数量等で被害によ る減収を農業者ごとに補償する方式です。

共済金・農家負担掛金は、補償割合9割で10a当たりの三重県の標準的な収穫量(80kg)、単位当たり共済金額(138円)及び共済掛金率(13.15%)の場合の金額です。

○共済金のお支払い例

大豆 全相殺方式(補償割合9割、単位当たり共済金額138円、耕地①、②、③について3筆とも基準
収穫量80kg、面積が10aの場合)
組合員ごとの減収量とその組合員の基準収穫量※3 (80kg×3＝240kg)の1割(24kg)を超えるときに
共済金を支払います。



全ての耕地が評価対象となり、増収部分と減収部分が相殺されます。

共済減収量 ＝ (組合員の基準収穫量－組合員の収穫量)－組合員の基準収穫量×0.1

＝ (240kg － (①60kg＋②30kg＋③110kg)) － (240kg× 0.1)

＝ 16kg

支払共済金＝ 共済減収量×単位当たり共済金額

＝ 16kg × 138円 ＝ 2,208円

畑作物共済(大豆)には、水稻共済のような、**一筆半損特約・一筆全損特例はありません。**

※1 半相殺方式や地域インデックス方式等、その他の引受方式もあります。詳しくはホームページをご覧ください。

※2 農家負担掛金は、国庫負担掛金を除いた農業者の方に納めていただく金額です。

※3 共済掛金や共済金の算出の基礎となる収穫量で、過去の実績や統計データ等を基に設定します。

加入 資格者	・大豆の耕作面積の合計が10a以上の農業者(えだまめ及び黒大豆を除く) ・全相殺方式は上記に加えて、原則として過去5年間及び当年の収穫量を把握 できる客観的資料(JA等計量結果、税務申告書類等)が得られる農業者
-----------	---

加入できる 大豆の種類	・県が定める奨励品種、推奨品種(フクユタカ・すずおとめ等) ・地域における大豆の基本的栽培方法として指導機関等が定めた栽培基準に よる作付をした大豆(美里・韮田在来等)
----------------	--

共済責任 期間・対象 となる共済 事故	【共済責任期間】 発芽期から収穫をするまでの期間(収穫とは適期に刈り取ることをいいます。 耕地から搬出したものについては補償の対象外です。) ※被害申告を受けた被害耕地は現地確認を行いますので、必ず収穫する前 にお願いします。
	【対象となる共済事故】 風水害、干害、土壤湿潤害、その他気象上の原因による災害、病虫害及び 鳥獣害による収穫量の減少が補償の対象です。  土壤湿潤害 風水害

加入申込期限	7月10日まで
掛金払込期限	8月15日まで

※正当な理由がなく共済掛金の払込みを遅滞された場合には、共済関係の解除を行うことになりま
すのでご了承ください。

農家負担 掛金	・農業者の負担を軽減するために、共済掛金の55%を国が負担します。
危険段階別 共済掛金率	・自動車保険と同様に共済金の受取実績に応じて翌年の危険段階(掛金率)が 変動する仕組みになります。危険段階は「0」を中心に上下20区分ずつの41段 階に区分されます。加入1年目は0区分が適用されます。

収入保険のお知らせ	青色申告をされている方は収入保険への加入をおすすめします。 ・自然災害はもちろん、収穫後の運搬中・保管中に事故が発生した場合や価格低下も含め、 販売収入の減少を幅広く補償します。 ・本人や共同作業者がケガや病気になった場合も補償します。 ・畑作物共済では加入できないえだまめ及び黒大豆についても補償の対象となります。
-----------	--